

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

臨時職員及び嘱託職員の
無期労働契約への転換に関する規程

公益社団法人四街道市シルバー人材センター 臨時職員及び嘱託職員の無期労働契約への転換に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、労働契約法の改正（平成24年8月10日公布）に伴い、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）臨時職員及び嘱託職員の任用等に関する規程（以下、「任用規程」という。）第19条第2項の規定により、無期労働契約への転換に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本規程において、任用規程の定めにより任用する臨時職員及び嘱託職員を「臨時職員等」という。

2 本規定において、臨時職員等が労働に従事し、センターがこれに対してその報酬を支払う契約（民法）を「雇用契約」といい、臨時職員等がセンターに使用されて労働し、センターがこれに対して賃金を支払う契約（労働関係諸法規に係るもの）に関する規定において「労働契約」という。

（無期労働契約への転換）

第3条 臨時職員等のうち、通算契約期間が5年を超える臨時職員等は、別記様式第1号（無期労働契約転換申込書）で申し込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約での雇用に転換することができる。

2 臨時職員等から、前項の申し込みがない場合には、任用規程により有期労働契約を締結できるものとする。ただし、無期転換申込権については、労働契約法第18条によるものとする。

3 別記様式第1号（無期労働契約転換申込書）は、現に締結している有期労働契約の満了日の30日前までに、会長に提出するものとする。

4 会長は、別記様式第1号（無期労働契約転換申込書）を受理したとき、別記様式第2号（無期労働契約転換申込み受理通知書）を当該臨時職員等に交付しなければならない。

（通算契約期間）

第4条 前条の通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約の契約期間を通算するものとし、現在締結している有期労働契約については、その末日までの期間とする。ただし、労働契約が締結されていない期間が連続して6ヶ月以上ある臨時職員等については、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めないものとする。

(轉換後の区分)

第5条 轉換後の臨時職員等の区分は、直前の有期労働契約と同一とし、次のとおりとする。

区 分	賃 金	所定労働日数
A 嘱託職員（常勤管理職）	年 俸	週4日以上
B 嘱託職員（常勤）	時 給	
C 嘱託職員（非常勤）		週3日以内
D 臨時職員（常勤）		週4日以上
E 臨時職員（非常勤）		週3日以内

2 会長が必要と認めた場合、前項の規定にかかわらず、臨時職員等と協議し、その区分を変更することができる。

3 センター事務規程第2条に定める職員の区分は、次のとおりとする。

区 分		備 考
無期契約職員	正規職員	センター事務規程第2条第1項
無期轉換職員	事務局長	センター事務規程第2条第1項
	嘱託職員	センター事務規程第2条第2項
	臨時職員	センター事務規程第2条第2項
有期契約職員	事務局長	センター事務規程第2条第1項
	嘱託職員	センター事務規程第2条第2項
	臨時職員	センター事務規程第2条第2項

(雇用手続き)

第6条 臨時職員等を期間の定めのない労働契約での雇用に轉換したとき、事務局長は別記様式第3号（労働契約法第18条による無期轉換）により、四街道市への報告を経て、会長の決裁を受けなければならない。

2 事務局長は、前項の規定により無期轉換を決定したときは、臨時職員等と雇用契約を締結し、別記様式第4号（雇用契約書）1通を交付しなければならない。

(労働条件の明示)

第7条 前条第2項に定める別記様式第4号（雇用契約書）において、労働契約の期間の定めがないことを示した上で、次の事項について明示し、その他の事項については、別に定めるセンター無期轉換職員就業規則によるものとする。

- (1) 賃金の決定及び計算、支払方法、賃金の締切り、支払いの時期
- (2) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、所定労働時間を超える労働の有無

(職員への転換)

第8条 センター事務規程第2条第1項に定める職員（以下、本条において「職員」という。）への転換は、センター事務局職員就業規則第5条の規定に基づき実施される職員採用試験（以下、本条において「職員採用試験」という。）の結果によるものとする。

- 2 職員採用試験が、労働契約期間中に実施されなかったとき又は職員採用試験における受験資格等の要件を満たさない場合には、職員への転換はしない。
- 3 職員採用試験が、臨時職員等の労働契約期間中に実施されるとき、臨時職員等は在職のまま受験することができる。
- 4 臨時職員等が、職員採用試験の結果により職員に採用されたとき、別の定めによることなく、採用日の前日をもって労働契約期間中の労働契約は破棄されるものとし、文書による通知は省略する。
- 5 臨時職員等が、職員採用試験の結果により職員に採用されなかったとき、労働契約期間中の労働契約は継続する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、労働契約法及び有期雇用特別措置法によるほか、会長が別に定め理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規定は、平成30年4月1日から施行する。

無期労働契約転換申込書

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

会 長 様

申出日	年	月	日
申出者	臨時職員・嘱託職員（常勤・非常勤）		
氏 名	印		

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに、通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条の規定に基づき、期間の定めのない労働契約への転換の申込みをします。

会 長	副会長	事務局長	
※受理通知書発行日		年	月 日

無期労働契約転換申込み受理通知書

様

年 月 日

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

会 長

印

あなたから、平成 年 月 日に提出された無期労働契約転換
申込書について、受理しましたので通知します。

無期労働契約転換報告書

平成 年 月 日

四街道市福祉サービス部福祉政策課

課 長 様

提出者 公益社団法人四街道市シルバー人材センター
事務局長 印

事 由	労働契約法第18条による無期労働契約への転換		
無期労働契約 となる職員	氏 名		男・女
	生年月日	年 月 日 生	歳
	住 所		
労働契約法第18条の 定めにある通算契約期間	平成 年 月 日 から		
	平成 年 月 日 まで		
無期労働契約に転換する日	平成 年 月 日 から		
労働条件等	職員の区分	<input type="checkbox"/> 事務局長	
		<input type="checkbox"/> 嘱託職員（常勤・非常勤）	
		<input type="checkbox"/> 臨時職員（常勤・非常勤）	
		※ 直前の有期労働契約と同一	
公益社団法人四街道市シルバー人材センター臨時職員及び嘱託職員の 無期労働契約への転換に関する規定に定める雇用契約書、並びに公益 社団法人四街道市シルバー人材センター無期転換職員就業規則による			

合 議

平成 年 月 日

四街道市福祉サービス部福祉政策課

課 長 印

公益社団法人四街道市シルバー人材センター使用欄		
会 長	副会長	事務局長

雇 用 契 約 書

公益社団法人四街道市シルバー人材センターと は、以下の条件に
基づき、雇用契約を締結する。

雇用内容	<input type="checkbox"/> 事務局長 <input type="checkbox"/> 嘱託職員（常勤・非常勤） <input type="checkbox"/> 臨時職員（常勤・非常勤） <small>※ 直前の有期労働契約と同一</small>
契約期間	期間の定めなし
賃金	<input type="checkbox"/> 年俸 円 分割12ヶ月、毎月21日支給 <input type="checkbox"/> 時間給 円（但し、規程により変更あり） 月末締め、翌月21日支給
勤務場所	四街道市和良比181番地37 公益社団法人四街道市シルバー人材センター 及び 四街道市内（業務の都合上又は研修等による出張等の場合を除く）
業務内容	
勤務時間	: ~ : 休憩時間 12 : 00 ~ 13 : 00 超過勤務 あり・なし
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める日、1月2日及び3日、 12月29日から31日まで（ただし、業務の都合により変更する場合がある）
その他	公益社団法人四街道市シルバー人材センター無期転換職員就業規則による

平成 年 月 日

雇 用 者 公益社団法人四街道市シルバー人材センター
会 長 印

被雇用者 住 所
氏 名 印